

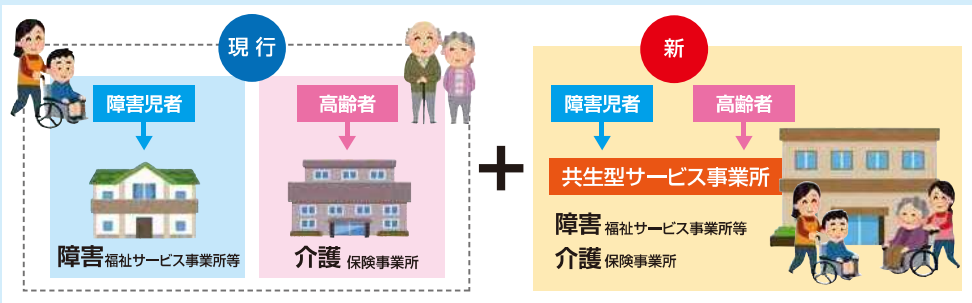
## その4 「共生型サービス」の制度を創設します

2018年4月から

障がいのある人が65歳になっても、使い慣れた事業所においてサービスを使いやすくすること、限られた福祉人材を有効活用することを目的とし、「共生型サービス」の制度を創設します。

現在、介護保険サービスと障害福祉サービス等は、それぞれ異なる事業所がサービスを行っていますが、1つの事業所(共生型サービス事業所)で高齢者と障がいのある人がデイサービス、ショートステイまたはホームヘルプサービスを利用することができるようになります。

※共生型サービスは市の指定を受けた事業所により行われますので、すべての事業所で高齢者と障がいのある人の双方へのサービス提供を行うことができません。



## 浜松市のお問い合わせ窓口

平日 8:30~17:15  
土・日曜、祝日および年末年始は除く

区役所等	電話番号	所在地
中区役所 長寿保険課	(053)457-2324	〒430-8652 中区元城町103-2
東区役所 長寿保険課	(053)424-0184	〒435-8686 東区流通元町20-3
西区役所 長寿保険課	(053)597-1119	〒431-0193 西区雄踏一丁目31-1
南区役所 長寿保険課	(053)425-1572	〒430-0898 南区江之島町600-1
北区役所 長寿保険課	(053)523-2863	〒431-1395 北区細江町気賀305
引佐協働センター	(053)542-1111	〒431-2295 北区引佐町井伊谷616-5
三ヶ日協働センター	(053)524-1111	〒431-1495 北区三ヶ日町三ヶ日500-1
浜北区役所 長寿保険課	(053)585-1122	〒434-8550 浜北区貴布祢3000
天竜区役所 長寿保険課	(053)922-0065	〒431-3392 天竜区二俣町二俣481
春野協働センター	(053)983-0001	〒437-0604 天竜区春野町宮川1467-2
佐久間協働センター	(053)966-0002	〒431-3908 天竜区佐久間町中部18-11
水窪協働センター	(053)982-0002	〒431-4195 天竜区水窪町奥領家2980-1
龍山協働センター	(053)966-2113	〒431-3804 天竜区龍山町大嶺570-1

編集・発行：平成30年3月 浜松市健康福祉部介護保険課 電話(053)457-2374

# はままつ 介護保険だより

回覧

平成30年3月発行

このたび、3年に1度の介護保険制度の見直しが行われ、平成30年度から平成32年度までの「第7期浜松市介護保険事業計画」を策定しました。今回の「介護保険だより」は、主な介護保険制度改正の内容をお知らせします。

## その1 介護保険料が見直されます

2018年4月から

今後3年間のサービス利用に関する介護給付費の見込みに応じて介護保険料の見直しが行われ、基準額等が決められました。

ポイント

- ①介護保険料(基準額)… 年額66,412円
- ②低所得者の軽減強化… 第3段階の料率を0.65(0.02の軽減)、第4段階の料率を0.70(0.05の軽減)に設定し、低所得者層の保険料率を引き下げる。  
※第1段階及び第2段階は公費による軽減を実施済み。(料率0.05の軽減)
- ③段階の細分化… 新たに料率2.50の第13段階、料率2.75の第14段階を創設する。

## 平成30年度から平成32年度までの介護保険料

※月額については端数を四捨五入しています

段階	年額 (月額金額)	保険料率	市民税の状況		要件
			本人	世帯員	
第1段階	29,885円 (2,490円)	0.45	非課税	非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者
第2段階	29,885円 (2,490円)	0.45			前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下
第3段階	43,167円 (3,597円)	0.65			前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下
第4段階	46,488円 (3,874円)	0.70			前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が120万円超
第5段階	59,770円 (4,981円)	0.90	課税	課税	前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下
第6段階(基準額)	66,412円 (5,534円)	1.00			前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が80万円超
第7段階	76,373円 (6,364円)	1.15	課税	本人の前年分の合計所得金額	125万円未満
第8段階	83,015円 (6,918円)	1.25			125万円以上 200万円未満
第9段階	99,618円 (8,302円)	1.50			200万円以上 350万円未満
第10段階	116,221円 (9,685円)	1.75			350万円以上 500万円未満
第11段階	132,824円 (11,069円)	2.00			500万円以上 750万円未満
第12段階	149,427円 (12,452円)	2.25			750万円以上 1,000万円未満
第13段階	166,030円 (13,836円)	2.50			1,000万円以上 1,500万円未満
第14段階	182,633円 (15,219円)	2.75			1,500万円以上

○公的年金等収入金額… 税法上、課税対象の収入となる公的年金(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。  
○合計所得金額… 収入金額から必要経費等に相当する金額を差し引いた金額の合計額。土地・建物等の譲渡所得の特別控除の適用がある場合は特別控除後の金額です。

◎介護保険料は原則として年金からの差し引き(特別徴収)で納付していただきます。ただし、次のような人は納入通知書または口座振替(普通徴収)による納付となります。

- ・65歳に到達または浜松市に転入してからおおむね1年未満の人
- ・前年度特別徴収であった人で、保険料の減額により、本年2月の保険料が特別徴収されない人
- ・年金を担保に融資を受けている人
- ・年金が年額18万円未満の人 など

◎普通徴収の人の保険料は、改定後の保険料で計算した額で4月10日ごろに通知します。

◎特別徴収の人の4月・6月・8月分の保険料は2月と同額です。ただし、6月・8月分については金額が変更される場合があります。金額が変更される場合は、4月下旬に変更後の保険料額を通知します。

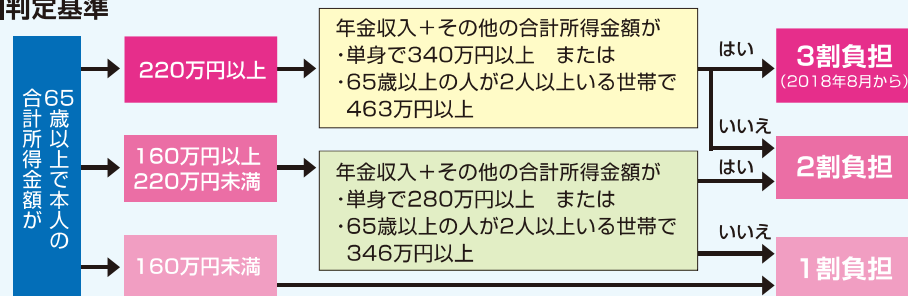
## その2 介護サービス利用料の自己負担割合が変わります

2018年8月から

### 見直しのポイント

65歳以上の被保険者(第1号被保険者)のうち、本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の方は、サービスを利用した際の負担割合が3割になります。(2018年8月から)

#### ■判定基準



※市区町村市民税非課税の方、40歳から64歳の方は、1割負担です。

#### ○合計所得金額とは

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除する前の金額です。

土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。

#### ○負担割合証

●要介護認定を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者に、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。

●負担割合証の適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日の一年間です。所得に応じて利用者負担の割合が変わるため、負担割合証は毎年8月に更新されます。

●介護サービス利用時に、介護保険証と一緒に事業所へ提示してください。

## 高額介護(介護予防)サービス費について

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1割、2割または3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときには、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、浜松市への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

#### 利用者負担上限額(月額)

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、年収が単身世帯383万円以上、2人以上世帯520万円以上の人。	世帯: 44,400円
一般	世帯: 44,400円※
住民税世帯非課税	世帯: 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人: 15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人: 15,000円 世帯: 15,000円

※同じ世帯にいる65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)の利用者負担割合が1割の世帯には、2017年8月から3年間に限り、年間446,400円(37,200円×12ヶ月分)を上限とする緩和措置があります。

## その3 高額医療・高額介護合算制度の所得区分が変わります

2018年8月から

### 高額医療・高額介護合算制度(高額医療合算介護サービス費)について

「介護保険のサービス費用の1割、2割または3割」と「医療保険の医療費」を年間で合計して限度額(下表)を超えた場合は、申請によってその超えた分が後から支給されます。同じ世帯で介護保険と医療保険の両方に自己負担がある世帯が対象となります。(同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。)

### 見直しのポイント

70歳以上で現役並み所得者の人は、新たに3つの区分に分けられ、限度額が変わります(2018年8月から)  
(70歳未満の人のみの世帯は変更ありません)

#### ■ 高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額(8月～翌年7月の年額)

##### 70歳以上の人(後期高齢者医療制度の対象者も含む)

所得区分	2018年7月まで	限度額	所得区分	2018年8月から	限度額
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	67万円	→	課税所得 690万円以上	212万円	
一般 (住民税課税世帯の人)	56万円		課税所得 380万円以上	141万円	
低所得者Ⅱ (住民税非課税の人)	31万円		課税所得 145万円以上	67万円	
低所得者Ⅰ			一般 (住民税課税世帯の人)	56万円	
介護サービスの利用者が1人	19万円		低所得者Ⅱ (住民税課税世帯の人)	31万円	
介護サービスの利用者が複数いる場合	医療分 19万円 介護分 31万円		低所得者Ⅰ		
			介護サービスの利用者が1人	19万円	
			介護サービスの利用者が複数いる場合	医療分 19万円 介護分 31万円	

##### 70歳未満の人

所得区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超から901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

